

## 被保険者の負担割合変更等に伴う一部負担金の差額分の請求について

広域連合では、被保険者の一部負担金に関する公平性の確保と適正な医療給付を図るため、負担割合の変更に伴う差額分について返還を求める納入通知書をお送りしています。

負担割合の変更に伴う差額分とは被保険者の所得の修正等により、医療機関等で受診した際に窓口でご負担いただく負担割合が、遡って1割から3割負担に変更となった事により生じた一部負担金の差額分です。

**返還方法** 該当となった方には、広域連合から「負担割合変更に伴う医療費の返納について」の通知が送付されます。その中に納入通知書が同封されていますので、納付期限までに納入通知書に記載されている金融機関で納付をお願いいたします。

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

## 平成25年分の確定申告をされる方へ

### ①後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります。

後期高齢者医療保険料は、平成25年中(1月1日から12月31日)に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、納付した金額を申告書に記載してください。

#### ○特別徴収の方

年金天引きされている方は、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているのでご確認ください。

#### ○普通徴収の方

口座振替や納付書によりお支払いされている方は、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付した金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

### ②申告分離課税を選択した所得は保険料及び医療費の窓口負担割合を算定するまでの対象所得となります。

総合課税分の所得だけでなく、申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や配当所得なども後期高齢者医療保険料(所得割額)及び医療費の窓口負担割合を算定するまでの対象所得となります。

### ③株式譲渡損失等を申告される方はご注意ください。

医療費の窓口負担割合は以下の条件に当てはまるとき3割負担になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者」で、かつ「年間収入金額が世帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上」

ここでいう収入金額とは、所得税法上の収入金額であり、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判断されます。

よって、市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方で、株式譲渡益がマイナスになったことにより損失等の申告をされた場合などでも、その売却代金により、医療費の窓口負担割合が3割負担となってしまう場合がありますのでご注意ください。

※ 市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切り捨てた金額です。分離課税分がある場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後に合算して算出した金額となります。

なお、確定申告についての詳細は、所轄の税務署またはお住まいの市(区)町村の税務担当課にご相談ください。

## 医療費や保険料の減免について

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、医療費の窓口負担や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費や保険料が減免される場合があります。

医療費や保険料の減免についての相談は市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

## 振り込め詐欺・還付金等詐欺の被害が増加しています!!

広域連合や厚生労働省・年金事務所・警察署・市(区)町村など様々な機関の職員を名乗る者からの不審な電話や訪問が全国的に多発しています。これらは振り込め詐欺・還付金詐欺などの犯罪につながる可能性がありますのでご注意ください。

広域連合や市(区)町村の職員が『還付金を返すからATMへ行くように』などと言うことはありません。

少しでもおかしいと思ったら次のことに注意し、お住まいの市(区)町村窓口や最寄りの警察署等にご連絡ください。

#### ○口座番号・暗証番号などの個人情報を教えない。

#### ○相手の身分証、職員証などを確認する。

#### ○相手の名前、所属、電話番号を聞く。

#### ○教えられた電話番号に電話しない。

千葉県内では平成25年1月から9月までの間に、振り込め詐欺・還付金等詐欺が合計639件発生して(対前年同月比51件増)、被害額が約15億9千万円(前年同月比5億1千万円増)になっています(千葉県警察ホームページより)。

振り込む前に必ず最寄りの警察署や広域連合またはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口に相談してください。

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

